

財務業績の表示および開示 —IFRS 第 18 号を中心に—

辻野 幸子
中央大学

要 旨

2024 年 4 月、国際会計基準審議会（IASB）は、基本財務諸表プロジェクトの成果として IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」を公表した。

本稿では、まず、業績報告に関する最近の国際的な動向について概観するため、IFRS 第 18 号の業績報告に関する主な改訂点として、①純損益計算書の構成（小計および区分）、②情報のグルーピング（集約と分解）、③経営者が定義した業績指標（Management-defined performance measures, MPM）の 3 つを取り上げ、それぞれの改訂の背景と主な改訂内容について確認する。

次に、これらの改訂がどのような会計思考に基づいて行われたのかについて整理する。具体的には、①の純損益計算書の構成については、営業区分がなぜデフォルトの区分として間接的に定義されたのか、IFRS 第 18 号においては、恒常的（持続的）な利益に関する情報提供についてどのように考えているのか、日本基準との比較においてなぜ特別損益区分を設けないのか、一方でなぜ非継続事業を独立した区分として要求しているのか、持分法適用投資から生じる収益および費用は、なぜ投資区分に含めることとされたのか、について取り上げる。また、②の情報のグルーピングについては、「有用な体系化された要約」という概念を導入したのはなぜか、「財務諸表に関する概念フレームワーク」における基本的な質的特性との関係について取り上げる。最後に、③の MPM については、どのような目的で会計基準に取り込まれることとなったのかについて取り上げる。

I はじめに

2024年4月、国際会計基準審議会（以下、「IASB」という）は、IFRS第18号「財務諸表における表示および開示」を公表した。これは、IASBが財務報告におけるコミュニケーションの改善の一環として2015年から取り組んできた基本財務諸表プロジェクト（IASB[2019b], para.BC4-5）の成果として公表されたものである。このプロジェクトは、基本財務諸表、中でも財務業績の報告について改善することを目的としており、IFRS会計基準のステークホルダー、特に財務諸表利用者からの強い要望を受けて開始されたものである。

IFRS第18号による財務業績の報告に関する現行実務からの主な改訂点としては、ステークホルダーから改善が強く要望されていた以下の3点が挙げられる。

- 純損益計算書の構成（区分および小計）
- 情報のグルーピング（集約および分解）
- 経営者が定義した業績指標（MPM）

本稿では、上記3つの改訂内容を中心に、財務業績の表示および開示をめぐる最近の動向と議論について概観するとともに、現在の日本基準との比較も念頭に、IFRS第18号の改訂がどのような会計思考に基づいて行われたのかについて確認したい。

II IFRS第18号の財務業績に関する主な改訂点の概要

1. 純損益計算書の構成（区分および小計）

(1) 改訂の背景

IAS第1号「財務諸表の表示」においては、純損益計算書において「純損益」を表示することが求められている（IAS1, para.81A）が、そ

れ以外の小計については具体的に定められておらず、企業の財務業績の理解への関連性がある場合に、適宜追加表示することとされている（IAS1, para.85）。このため、同じ業種に属する企業であっても、表示される小計が企業により異なっていたり、同じ名称の小計であっても算定方法が不統一であったりすることから、企業間比較が困難な状況にあることが指摘されていた（IASB [2019b], para.BC6(a), BC7）。

また、持分法で会計処理されている関連会社および共同支配企業の純損益に対する持分相当額についても、IAS第1号において独立して表示することが求められている（IAS1, para.82(c)）ものの、その記載場所が規定されていないことから、実務上、著しい不統一⁽¹⁾が観察されていた。

(2) IFRS第18号による主な改訂内容

上記問題点に対応し、純損益計算書の企業間の比較可能性の向上に資するため、純損益計算書上の収益および費用を「営業」「投資」「財務」の3つの区分（「法人所得税」および「非継続事業」を加えて合計で5つの区分）に分類（IFRS18, para.47）したうえで、以下の2つの小計を表示する（IFRS18, para.69）ことが定められた。

- 「営業損益」：営業区分に含まれる収益および費用の小計
- 「財務および法人所得税前損益」：上記の営業損益に、投資区分に含まれる収益および費用を加えた小計

3つの区分に分類される収益および費用は、表1のとおりである。各区分を定めたことに伴い、実務において著しい多様性が見られていた「持分法で会計処理されている関連会社および共同支配企業の純損益に対する持分相当額」については、すべて投資区分に含められること

となった。

ここで特徴的なのは、営業区分が他の区分に含まれないすべての収益および費用が属する区分、すなわちデフォルトの区分として定義づ

けられている点である。この点については、本稿の III「IFRS 第 18 号の背景にある会計思考」で取り上げる。

表 1 「営業」「投資」「財務」区分に含まれる収益および費用

営業区分	他の区分に含まれないすべての収益および費用（変動性の高いものや通例でないものも含まれる。）
投資区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連会社、共同支配企業および非連結子会社に対する投資からの収益および費用 ・ 現金および現金同等物からの収益および費用 ・ 個別にかつ企業の他の資源とは概ね独立してリターンを生み出すその他の資産からの収益および費用
財務区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金調達のみを伴う取引から生じる負債からの収益および費用 ・ 上記以外の負債（例：リース負債、確定給付年金負債等）からの利息収益および利息費用並びに金利変動からの収益および費用

(IFRS18, para.52, 53, 59-61 に基づき作成)

なお、企業の中には、「資産への投資」または「顧客へのファイナンスの提供」を主要な事業活動としているものもある（例：保険会社や銀行等）。このような企業の収益および費用を表 1 の区分方法に従って分類すると、企業の主要な事業活動からの収益および費用も投資または財務区分に含まれることとなり、当該企業の主要な事業活動を忠実に表現しない結果となる。そのため、「資産への投資」または「顧客へのファイナンスの提供」が当該企業の主要な事業活動である場合には、表 1 の区分方法によらず、特定の収益および費用を営業区分に分類することを要求する追加の規定が設けられている（IFRS18, para.49-51, 55-58, 65-66）。

2. 情報のグルーピング（集約および分解）

(1) 改訂の背景

実務上、基本財務諸表[㊦]および注記における情報の分解が適切になされておらず、財務諸表利用者が関連性のある情報を見つけることが容易でない場合がある。例えば、多額の費用が「その他」として注記で開示されているもの

の、それがどのような項目で構成されているかに関する十分な情報が提供されていないような例が見られる（IFRS18, para.BC3(b)）。反対に、情報が必要以上の詳細さにより開示される場合には、情報量が多すぎることとなり、重要性のある情報が覆い隠される懸念が生じる（IASB [2019b], para.BC24）。また、多くの企業は、恒常的（持続的）な利益に関する情報を提供するため、通例でない費用等について開示しているが、その情報の提供方法に著しい多様性が見られる（IASB [2019b], para.BC9-10）。

(2) IFRS 第 18 号による主な改訂内容

主に、企業間および同一企業内の時系列での比較可能性を高めるため、いくつかの改訂が行われた。

①基本財務諸表と注記の役割

重要性のある情報を財務諸表の「どこ」に、すなわち、財務諸表本体と注記のいずれで表示または開示するかは決定に資するため、基本財務諸表と注記の役割が表 2 のように定められ

た。また、この判断規準として「有用な体系化された要約」という概念（後述）が導入された。

表 2 基本財務諸表と注記の役割

基本財務諸表	報告企業の認識された資産、負債、資本、収益、費用およびキャッシュ・フローに関する「有用な体系化された要約」の提供
注記	財務諸表利用者が基本財務諸表上の科目を理解できるようにするために必要な重要性のある情報および基本財務諸表を補足し財務諸表の目的を達成するために必要な追加的な重要性のある情報の提供

(IFRS18, para.16-17 に基づき作成)

②集約および分解の原則

項目は共有している特徴に基づき分類・集約し、共有していない特徴に基づき分解する、という原則を明確化した (IFRS18, para.41)。また、項目の特徴を忠実に表現する名称を付して記述する必要があること、「その他」という名称を用いる際の留意点などが明確化された (IFRS18, para.B24-B26)。

③営業費用の分析

IAS 第 1 号では、純損益に含まれる費用をその性質別と機能別のうち信頼性が高く関連性がより高い情報を提供する方を用いて表示することとされていた (IAS1, para.99) が、IFRS 第 18 号においては、営業費用は、「性質別」、「機能別」、または一部機能別・その他は性質別という「混合方式」のいずれか、最も有用な体系化された要約を提供する方法で分類し表示することとされている (IFRS18, para.78)。財務諸表本体の話であるため、ここでも「有用な体系化された要約」という判断規準 (表 2 参照) が用いられている。なお、機能別に分類した項目を表示している場合は、単一の注記で減価償却費や従業員給付など 5 項目について一定の開示を行うことが求められる (IFRS18, para.83)。

3. 経営者が定義した業績指標 (MPM)

(1) 改訂の背景

多くの企業は、投資家とのコミュニケーションにおいて、EBIT や事業利益等、経営者が定義した業績指標（「代替的業績指標」または「Non-GAAP 指標」等と呼ばれる）を開示している。これらは、企業業績の分解や企業の将来の業績予測に有用と考えられる一方で、その定義やなぜその指標が用いられているかの説明がないことも多く、かつ財務諸表の外で提供されていることから保証の対象となっていない等、情報の質に関する懸念があった (IFRS18, para.BC3(c); IASB [2019b], para.BC6(c), BC11)。

(2) IFRS 第 18 号による主な改訂内容

経営者が定義した業績指標（以下、MPM）に関する情報の透明性、信頼性を高めるとともに、同一企業内の時系列での比較可能性を高めるため、MPM の定義および注記において開示すべき事項が定められた (表 3)。このように注記に含められることにより、今後 MPM に関する開示は、監査対象に含まれることとなる。

なお、表 3 に記載のとおり、MPM は「収益および費用の小計」と定義されている。収益または費用のみの合計や、資産・負債・資本またはこれらの組合せ、財務比率、流動性、キャッ

シュ・フローの指標等は、MPM に該当しない 点に留意する必要がある。

表 3 MPMの定義と注記

MPMの定義	以下のすべてを満たす収益および費用の合計 <ul style="list-style-type: none"> 財務諸表の外で、一般とのコミュニケーションにおいて使用されている。 財務諸表の利用者に企業全体の財務業績の一側面についての経営者の見方を伝えるものである。 IFRS第18号第118項において、MPMではない収益および費用の小計として列挙されておらず、IFRS会計基準において表示または開示が要求されていない。
MPMの注記	注記において開示すべき事項には、以下が含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> 他の企業と必ずしも比較可能でない旨 MPMにより伝達される財務業績の一側面についての記述（MPMが有用な情報を提供すると経営者が考える理由を含む） MPMの計算方法 直接的に比較可能な所定の合計または小計との調整表（法人所得税および非支配持分への影響を含む） 変更等の影響の説明、理由、遡及して修正再表示した比較情報

(IFRS18, para.117, 121-124 に基づき作成)

Ⅲ IFRS 第 18 号の背景にある会計思考

1. 純損益計算書の構成

(1) 日本基準との相違点

表 4 は、財務業績の報告書の構成に関し、

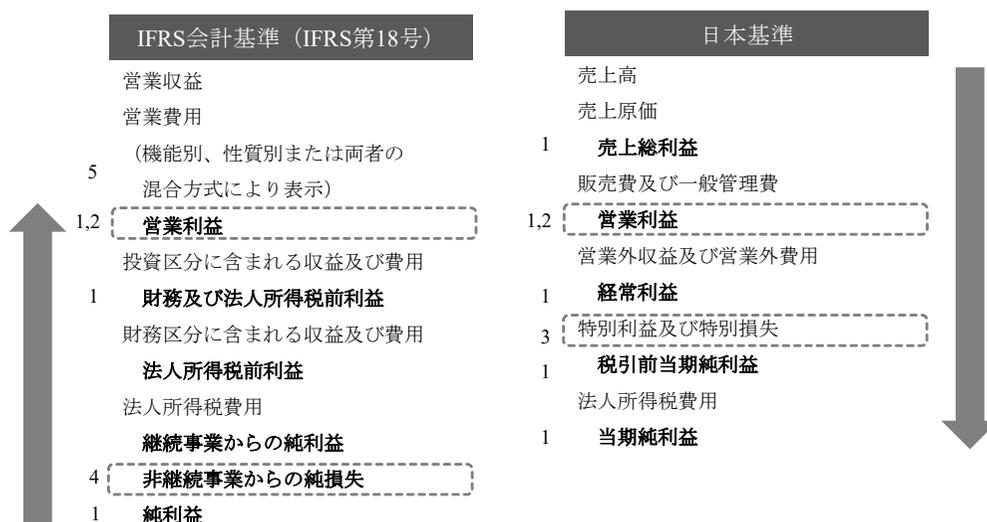
IFRS 第 18 号と日本基準との主な相違点についてまとめたものである。また、図 1 は、表 4 における相違点が財務業績の報告書のどのあたりと関係しているかを簡素化して図示したものである。

表 4 財務業績の報告書の構成にかかる IFRS 第 18 号と日本基準の主な相違点 (1)

	IFRS第18号	日本基準
1 段階損益の表示	従来は、純損益のみが求められており、段階損益は関連性があると判断する場合に任意に追加。IFRS第18号により、純損益に加えて、営業損益と財務および法人所得税前損益の2つの小計を表示することが定められた。	営業損益計算、経常損益計算および純損益計算の区分を設けることとされており、売上総利益、営業利益、経常利益、税引前当期純利益、当期純利益の表示が求められる。
2 営業区分の位置付け	営業区分はデフォルトの区分とされており、変動性の高いものや通例でない収益および費用も営業区分に含まれる。	左記のような考え方は採用されていない。営業利益は、売上高から売上原価を控除した売上総利益から、販売費及び一般管理費を控除して算定する。
3 特別損益	異常項目を区分して表示することはできない。	特別損益は他の損益と区分して表示する。
4 非継続事業	非継続事業を継続事業と区分して表示する。	左記のような定めはない。
5 費用の内訳表示	営業費用の分析方法として、機能別、性質別またはその両方の混合方式のうち、最も有用な体系化された要約を提供する方法を選択する。	費用の内訳は、原則として機能別に表示する。

(IAS 第 1 号, IFRS 第 18 号, 「企業会計原則」およびあずさ監査法人編 [2024] p.71 に基づき作成)

図1 財務業績の報告書の構成にかかるIFRS第18号と日本基準の主な相違点(2)



左横に記載の数字は、表4「財務業績の報告書の構成にかかるIFRS第18号と日本基準の主な相違点(1)」の項目番号を示している。

(IFRS第18号および「企業会計原則」に基づき簡素化して作成)

ここでは特に、図1の「営業利益」に注目したい。形式上は、IFRS第18号と日本基準のいずれにおいても「営業利益」が表示されており、位置も同様の場所にあるように見える。しかし、両者の内容は大きく異なっている。

日本基準の営業利益は、企業の営業活動から生じる費用および収益から算定される金額であり、売上高から売上原価を控除し、さらに販売費及び一般管理費を控除した金額として算定される。そして、この営業利益から営業外収益と営業外費用を控除することにより経常利益が算定される。すなわち、日本基準の利益は、「上から下へ」と定義されている(図1右の矢印参照)と言えるであろう。

これに対してIFRS第18号の営業利益は、定義上は「下から上へ」と定義されていると考えられる(図1左の矢印参照)。まず、資産負債アプローチのもと、資産と負債の変動から所有者としての立場での所有者との取引による資本の変動を除いたものが「包括利益」として

算定され、そこから各IFRS会計基準書で特定されている「その他の包括利益」を除いた残余のものが「純損益」として算定される。その残余として算定された「純損益」から、さらに純損益の部または純損益計算書の他の区分に含まれる収益および費用を除いたものが「営業利益」として算定される。したがって、IFRS第18号の営業利益には、変動性の高いものや通例でない収益および費用も含まれる。

では、このような観察可能な相違は、どのような考え方の違いから来ているのであろうか。

(2) 営業区分は、なぜデフォルトの区分とされたのか

営業区分をどのように定義するかについては、大きく2つの考え方に分類することができるであろう。1つは、「営業区分は直接的に定義すべき」とする考え方であり、もう1つは「営業区分は、デフォルトの区分として間接的に定義すべき」とする考え方である。

日本基準は、上記のうち前者の考え方に基づいていると考えられる。この考え方は、営業損益の表示に関して、恒常的（持続的）な利益の表示に焦点を当てているものと考えられる。この考え方によれば、営業損益の有用性は、「営業損益を表示する目的が明確であることによつて担保される」（ASBJ [2020], 5 項）であり、「営業損益が単に残余として定義されるならば、営業損益に含まれる項目に共通する性質は、他の各区分の定義を満たさないものということのみとなる。」（ASBJ [2020], 5 項）。

他方、IFRS 会計基準は、恒常的な利益に関する情報提供の重要性は理解しつつも、純損益計算書の表示区分の決定に際しては、まず、企業が行う活動の種類（営業、投資、財務）に注目^④し、その活動の忠実な表現となっているかという点に焦点を当てていると考えられる。IASB の見解によれば、企業の「営業」には、主要な事業活動のほか、収益を直接的には生み出さなくても企業の営業の過程で行われる活動であるその他の補助的な活動が含まれ、純損益に含められたすべての収益および費用は、他の区分に属するものを除き、企業の営業活動から生じるものと解される。IASB は、企業の営業には、変動性につきものであり、変動性が高いまたは通例でないという理由で収益および費用を営業区分から除外することは、企業の営業の成果を忠実に表現することにはならないとしている（IFRS18, para.BC89）。

(3) IASB は、恒常的（持続的）な利益について、どのように考えているか

営業区分をデフォルトの区分とする場合、変動性の高いものや通例でない収益および費用も営業区分に含まれる。しかし、財務諸表利用者の観点からは、企業の業績の将来予測に資するため、恒常的（持続的）な利益とそうでない

利益を識別したいというニーズがある。

IASB は、恒常的な利益に関する情報提供も、財務諸表利用者にとって有用であると考えており、公開草案では、営業区分をデフォルトの区分とすることで企業の営業活動について忠実な表現を行いつつ、通例でない収益および費用を注記で開示するように求める（IASB [2019a], para.100-102）ことで恒常的な利益に関する情報提供を行うことを指向していた。

しかし、このうち、通例でない収益および費用の開示に関する提案は取下げとなった。通例でない収益および費用の定義についてステークホルダーのコンセンサスが得られず、定義がない中で開示情報を著しく改善するような開示要求事項を特定することは困難であると結論づけられたためである（IFRS18, para.BC407-412）。ただし、通例でない収益および費用に関する情報が有用であるという IASB の見解に変更はなく、IASB は、この点に関し、IFRS 第 18 号の他の定め（例えば、性質が類似していない項目は分解する、項目にはその性質を忠実に表現する名称を付す等の定め）により改善が期待できると説明している（IFRS18, para.BC413）。

(4) 異常項目の表示は、なぜ禁止されるのか

IAS 第 1 号は、純損益計算書上での異常項目の表示を明示的に禁止していた（IAS1, para.87）。IFRS 第 18 号には、異常項目の表示に関する言及はない。ただし、純損益計算書におけるすべての収益および費用は、前述のとおり 5 つの区分のいずれかに分類されるため、異常損益を独立の区分として表示することは認められない。

IFRS 第 18 号における異常項目の表示の取扱いは、営業区分と同じく「企業活動の種類に

焦点」,「企業活動の忠実な表現」という考え方と整合している。IASB の見解によれば, 異常項目として扱われる項目も, 企業が直面する通常の事業リスクから生じるものであり (IAS1, para.BC63), 変動性が高いまたは通例でないという理由でこれらの収益および費用を除外することは, 恣意性が介入するおそれもあり, 企業の活動による成果を忠実に表現しないこととなる (IFRS18, para.BC89)。この点, IASB は, 純損益計算書の表示を決定するのは, 事象の頻度ではなく取引またはその他の事象の性質または機能である, と説明している (IAS1, para.BC63)。

(5) 非継続事業は, なぜ区分表示が求められるのか

IFRS 第 18 号では, 非継続事業を独立の区分として表示することとしている。これに関し, 事業の処分も企業の通常の営業の一環として発生しうるのではないか, したがって, 「企業活動の種類に焦点」, 「企業活動の忠実な表現」という考え方に基づくのであれば, 非継続事業にかかる収益および費用も営業区分に含めるという考え方はないのか, という疑問が生じることも考えられる。

IASB が, 非継続事業について独立の区分としているのは, IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産および非継続事業」の要求事項をそのまま取り入れたためとされている (IASB [2019b], para.BC13(a))。この背景には, 基本財務諸表プロジェクトにおいて, セグメント報告や非継続事業の表示を再検討すると, プロジェクトの範囲を著しく拡大することとなり, 純損益計算書の改善を遅らせる可能性があるとの判断があったとされている (IASB [2019b], para.BC13(a))。

(6) 持分法適用投資から生じる収益および費用は, なぜ投資区分に含められることになったのか

持分法で会計処理される関連会社および共同支配企業の純損益に対する企業の持分相当額の表示場所について著しい多様性が見られたことから, それを純損益計算書のどこに表示すべきかについて検討する過程で, IASB は, 持分法適用投資が, 企業の主要な事業活動との関係性において, 以下の 2 つに大別されるとの理解に至った (IASB [2019b], para.BC78)。

- 企業の主要な事業活動と「不可分」, すなわち, 企業の他の資源と密接に関連しないとは言えず, 企業の営業活動の一部を構成するもの
- 企業の主要な事業活動と「不可分ではない」, すなわち, 企業の他の資源とは密接に関連しないもの

これを踏まえ, IASB は, 公開草案において, 企業の主要な事業活動と不可分のものについては営業区分の下に独立した区分を設けて営業損益との小計を表示し, 企業の主要な事業活動と不可分でないものについては投資区分に含めることを提案した (IASB [2019a], para. 45, 47(a), 60(b))。IASB は, このように整理することにより, 集約と分解の原則に従い, 特徴が共有されていない項目を分解し, 企業の持分法適用投資についての忠実な表現を指向したものと考えられる。しかし, 公開草案に対するコメントにおいては, 多くの財務諸表利用者がこのような分解は有用な情報の提供につながらないと回答した。また, 区分方法が明確でなく主観が入るおそれもあることから, 複雑性や多様性, ひいては日和見的な適用につながりかねない等の実務上の懸念も寄せられた (IFRS 18, para.BC117)。これらのフィードバックを検討した結果, 持分法適用投資を「不可分」な

ものと「不可分でない」ものに区分するという提案は取下げとなった。

では、持分法で会計処理される関連会社および共同支配企業の純損益に対する企業の持分相当額は、どの区分に表示することが適切なのか。

ASBJ [2020] 24 項は、「我々は、「重要な影響力 (significant influence)」又は「共同支配 (joint control)」は偶然得られるものではなく、明示的な意思決定により獲得するものであるため、ほとんどの持分法投資は企業の事業活動と不可分であると考えており、仮に不可分でないものがあつたとしても、それは稀であると考えている。」としている⁽⁴⁾⁽⁵⁾。このように、持分法適用投資のほとんどが企業の主要な事業活動と不可分である場合には、営業区分がデフォルトの区分であることも踏まえ、すべてを営業区分に含めることが考えられる。しかし、財務諸表利用者は、持分法で会計処理されるこれら企業の業績を企業の営業活動とは区別して分析しており、これらを「営業」区分に含めるべきではないと主張していた⁽⁶⁾ (IFRS18, para. BC114)。そのため、持分法適用投資からの収益および費用を営業区分に含めるという選択肢は却下された。

また、「関連会社および共同支配企業」という独立した区分を設ける案については、純損益計算書の構成に複雑性を生じさせることとなるため、採用されなかった (IFRS18, para. BC118)。

以上より、持分法適用投資から生じるすべての収益および費用は、投資区分に含められることとなった。

2. 情報のグルーピング

(1) 「有用な体系化された要約」という概念の導入

IFRS 第 18 号においては、重要性のある情

報を基本財務諸表と注記のいずれに含めるべきかの判断に資するための規準として、「有用な体系化された要約」という概念が導入された。これは、報告企業の認識された資産、負債、資本、収益、費用およびキャッシュ・フローについて、以下の 3 点に関して有用な、体系化された要約のことをいう (IFRS18, Appendix A)。

- 企業の資産、負債、資本、収益、費用およびキャッシュ・フローについての理解可能な概観を得ること
- 企業間比較および同一企業内での時系列での比較を行うこと
- 財務諸表利用者が追加的な情報を注記において求めたいと考える可能性のある項目または領域を識別すること

上記のうち 1 つ目の「理解可能な概観」は、「財務報告に関する概念フレームワーク (以下、概念フレームワーク)」第 2 章「有用な財務情報の質的特性」における補強的な質的特性の 1 つである「理解可能性」(CF, para.2.34-2.36) に由来する。企業が収益および費用項目を財務諸表上の科目として過度に細分化して表示してしまうと、財務諸表利用者が企業の収益および費用について理解することが難しくなるおそれがあることから、重要性のある情報のすべてが基本財務諸表に表示されるわけではないことを明確化するために含められたものと説明されている (IFRS18, BC54)。また、2 つ目の企業間および同一企業内での時系列での比較可能性も理解可能性と同様、補強的な質的特性の 1 つである (CF, para.2.24-2.29)。このように、有用な体系化された要約に含まれる個々の考え方は、IFRS 会計基準において従来から用いられてきた概念であり、特に新しいものではない。しかし、上記 3 つの要素をまとめて 1 つの判断規準としたという意味で新しい概念の導入と言えるであろう。

IFRS 第 18 号の結論の根拠においては、どのような情報が理解可能な概観となるかは、企業の事実および状況によると説明されている (IFRS18, BC54)。しかし、有用な体系化された要約となるためには、企業間の比較可能性も考慮する必要がある。したがって、実務上は両者のバランスをどのように考えるのか、高度な判断の行使が必要となることも考えられる。

「有用な体系化された要約」は、重要性のある情報を財務諸表本体と注記のどちらに表示または開示するか判断規準として用いられる。IASB は、これにより、実務上の不統一を削減し、比較可能性を向上させることで投資家の意思決定に有用な情報を提供することを指向したものと考えられる。

(2) 「有用な体系化された要約」と基本的な質的特性の関係

IFRS 第 18 号において、「有用な体系化された要約」は、以下のような判断を行う際の規準として用いられる。

- 重要性のある情報を基本財務諸表に表示するか注記で開示するか
- IFRS 会計基準で求められている科目または小計以外の科目または小計を追加的に表示するか否か
- 営業費用の分析を、性質別、機能別あるいはそれら両方の組合せである混合方式のいずれで表示するか

IAS 第 1 号においては、基本財務諸表と注記の役割は定められていなかったものの、上記箇条書きの 2 つ目と 3 つ目の判断に際しては、いずれも概念フレームワークの第 2 章「有用な財務情報の質的特性」における基本的な質的特性の 1 つである「関連性 (relevance)」(CF, para. 2.6-2.10) の有無が判断規準となっていた。IFRS 第 18 号の開発に際して、これらはなぜ「有用

な体系化された要約」という判断規準に変更されたのであろうか。その理由は、概念フレームワークにおいて「重要性は、関連性の企業固有の一側面」と記述されている (CF, para.2.11) ことに関係している。IFRS 第 18 号において、上記判断規準が「関連性」から「有用な体系化された要約」に変更されたのは、「関連性」を判断規準とする場合、すべての重要性がある情報 (すなわち、関連性のある情報) をもれなく基本財務諸表に含めなければならないように誤解されるおそれがあったためとされている (IASB [2020], p.15 footnote 4)。

IFRS 第 18 号においても、IAS 第 1 号と同様、表示および開示の目的は、財務諸表利用者に企業の資産、負債、資本、収益および費用を忠実に表現する関連性のある情報を提供することである点に変更はない (IFRS18, para.1)。基本財務諸表において有用な体系化された要約を示し、注記において基本財務諸表に表示された各科目の内容を理解可能とし、かつ基本財務諸表を補完するような重要性のある情報を提供することで、1 組の完全な財務諸表において関連性のある忠実な表現という目的を達成することを指向したものと考えられる。

(3) 営業費用の分析

IFRS 第 18 号においては、営業費用は、「性質別」、「機能別」および両者を組み合わせた「混合方式」のいずれか、最も有用な体系化された要約を提供する方法で表示することとされており、IAS 第 1 号と比較して「混合方式」による表示という選択肢を追加する結果となっている。項目の表示方法に関して複数の選択肢が認められる場合には、企業間の比較可能性が低減するおそれがある。それにも関わらず IFRS 第 18 号が営業費用の表示方法として複数の選択肢を認めることとしたのはなぜであろうか。

①性質別と機能別

IFRS 会計基準では、従来から純損益に含まれる費用について、性質別と機能別のうちいずれか信頼性が高く関連性がより高い情報を提供する方を用いて表示することとされていた (IAS1, para.99)。IAS 第 1 号の結論の根拠には、このように 2 つの表示方法を認めた理由についての説明はない。しかし、IFRS 第 18 号の結論の根拠においては、性質および機能の特徴に基づき費用を表示することは、いずれも財務諸表利用者に対する情報の有用性を改善すると説明されている (IFRS18, para.BC247)。

- 性質別：企業の営業費用の要素を分析し、将来期間における費用を予測することに役立つ
- 機能別：マージンを含むいくつかの業績指標の算定を容易にする

また、IFRS 会計基準の概念フレームワーク第 7 章においては、財務諸表において情報を効果的に伝達するためには、企業の状況を忠実に表現する関連性のある情報を提供するための「柔軟性」と企業間及び時系列での「比較可能性」の間のバランスが必要であり、標準化された記述よりも企業固有の情報の方が有用であること等が説明されている (CF, para.7.4, 7.6 (a))。さらに、情報の分類は共通した特徴に基づき行うこととされており、そのような特徴として項目の性質や企業の事業活動における役割 (機能) 等が例示されている (CF, para.7.7)。IFRS 会計基準が性質別または機能別の選択肢を認めているのは、それぞれの方法による利点や概念フレームワークの考え方にに基づき、営業費用の分析に資する情報提供に一定の柔軟性を持たせているものと考えられる。

②混合方式が認められた理由

営業費用を混合方式で表示することについ

て、財務諸表利用者からは、企業間の比較可能性を困難にする可能性があるとの意見が聞かれており (IFRS18, para.BC250)、公開草案においては性質別または機能別のいずれかを用いて営業費用を表示すること (すなわち、混合方式は認められないこと) が提案されていた。それにも関わらず IASB が IFRS 第 18 号において混合方式を認めることとしたのは、公開草案に対するコメントとしてステークホルダーから以下のような懸念が表明されたためである (IFRS18, para.BC251)。

- 混合方式を禁止することは、企業が純損益計算書において有用な情報を表示することを妨げることに繋がる。
 - 企業が 2 種類の主要な事業活動を有しており、一方について性質別に表示し、もう一方について機能別に表示することが、最も有用な情報を提供することとなるケースも考えられる。
 - 混合方式を認めない場合、有形固定資産について重大な減損を認識した場合であっても、機能別表示を選択している場合には減損損失を個別に表示することができない。
 - 営業費用の中には、例えばのれんの減損のように、当該費用を恣意的でない方法以外の方法により各機能に配分することが難しい場合も考えられる。そのような場合には性質別の分類が要求されることになる。
- 混合方式を禁止することは、純損益計算書に表示すべき科目に関する IAS 第 1 号の要求事項を引き継ぐとする IASB の決定と不整合である。当該表示すべき科目の中には性質別に分類されたものが含まれており、企業が機能別表示を選択している場合は、混合方式を採用する結果となる。

なお、複数の選択肢を許容することによる比較可能性の低減への懸念については、比較可能性を強化するための追加的な適用指針を規定することで対応が図られている（IFRS18, para. B82-83, BC252）。

3. 経営者が定義した業績指標（MPM）に関する要求事項を定めた目的

IFRS 第 18 号で特徴的なのは、Non-GAAP 指標という企業が財務諸表の外で一般とのコミュニケーションにおいて用いている指標の一部について、会計基準の中で MPM と定義し、かつ注記において記載すべき事項を定めた点である。日本基準においても米国会計基準においても、Non-GAAP 指標に関する定めはない（中條 [2024], p.46）。

企業が社内でモニタリングしている指標や目標を定めている指標は、財務諸表利用者による企業の現在の業績の理解と、将来の業績予測に役立つ可能性がある。一方で、II「IFRS 第 18 号の財務業績に関する主な改訂点の概要」に示したとおり、これらの指標については、その情報の質について懸念が表明されていた。

MPM に関する情報は、サステナビリティ関連財務情報と同様、財務諸表利用者の意思決定に資する情報である点に鑑み、以下の目的を達成するために会計基準において要求事項として定められたものと考えられる。

- MPM に関する情報の透明性の向上
従来は指標に関する十分な説明が不足していたが、今後は、その算定方法や意義、IFRS 会計基準で表示することが求められる小計または合計との調整表等、MPM を理解するために必要と考えられる情報を定められた場所を参照することで入手可能となる。

- MPM に関する情報の信頼性の向上
従来は企業が公表した指標であり、第三者保証を受けたものではなかったが、今後は注記に含まれることで監査対象に含まれることとなる。
- 同一企業内での時系列での比較可能性の向上
同じ企業が公表している同じ名称の指標であっても、年度により算定方法が変わっている可能性もある。今後は、MPM の変更や追加、中止等について特定の注記が求められるため、時系列での比較可能性が向上すると考えられる。

IV まとめ

本稿では、IFRS 第 18 号を中心として、最近の財務業績の報告に関する動向とその根底にある考え方を整理した。

純損益計算書の構成に関する改訂は、主に企業間の比較可能性を高めるためのものであり、営業区分をデフォルトの区分として間接的に定義したことが特徴的である。これは、企業の活動の種類という観点から企業活動を忠実に表現することを指向したものであり、純損益計算書に含まれるすべての収益および費用は、他の区分に含まれるべきものを除き、すべて企業の営業から生じるという見解に基づいている。

情報のグルーピングに関しては、主に企業間及び同一企業内の時系列での比較可能性を高めるための改訂が行われた。今後、企業は明確化された集約と分解の原則やガイダンスに従い、表示および開示を行うこととなる。情報を財務諸表本体に表示するか、表示する場合どの程度の粒度とするか、の判断規準として「有用な体系化された要約」という概念が導入された。基本財務諸表上の情報が「有用な体系化さ

れた要約」となるためには、企業の事実および状況による「理解可能な概観」に加え企業間の「比較可能性」も考慮する必要があるため、両者のバランスに注意した判断が必要となる。

IFRS 第 18 号では、MPM の定義と開示要求事項が定められた。企業が財務諸表の外で一般とのコミュニケーションにおいて用いてきた指標の一部について、制度による規制ではなく、会計基準の中で要求事項を定めた点で特徴的である。MPM に関する要求事項は、主に、情報の透明性、信頼性を高めることで MPM の情報の質を高めるとともに、同一企業内の比較可能性を高めることを目的としている。企業間の比較可能性については、企業が独自に定めて用いる指標であるという性質上、必須のものではないとも考えられるが、MPM の注記において調整表を示すことが求められていることから、例えば、同業他社で類似の MPM が公表されており、それぞれが営業利益と MPM との調整表を開示しているような場合には、それらを検討することにより企業間での比較も現行実務と比べてある程度行きやすくなる可能性がある (IASB [2019b], para.BC169)。

なお、営業区分をデフォルトの区分とする場合には、当該区分に通例でない収益および費用も含まれることから、企業間の比較可能性や当該企業の将来の業績予測に資するためには、通例でない収益および費用に関する情報を合わせて提供することが重要であると考えられる。しかし、この点については「III IFRS 第 18 号の背景にある会計思考」の 1. (3) に示した理由により基準化が見送られている。IASB は IFRS 第 18 号の他の規定により当該情報提供に関して改善が期待されるとしているものの、直接的な開示要求がない中で、他の規定により比較可能性・将来の業績予測に資するような十分な情報提供が行われることとなるかについ

ては、今後の実務動向に注目する必要があると考えられる。

注

- (1) 持分法で会計処理されている関連会社および共同支配企業の純損益に対する持分相当額を「営業損益」に含めている企業もあれば、「営業損益」のすぐ下に表示している企業もあり、また「法人所得税」の下に表示している企業もある (IASB [2019b], para.BC8)。
- (2) 「基本財務諸表」とは、財務業績の計算書、財政状態計算書、持分変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書をいう (IFRS18, Appendix A)。
- (3) この点、木村 [2024] においては、「IFRS 第 18 号による区分は、利益を生み出す活動のちがいに着目したものであり、(中略) 日本式の損益計算書では、持続的利益としての「経常利益」と一時的利益としての「特別損益」が区分されている。」と説明されている。
- (4) 米山 [2021], pp.616-617 における「不可分ではない関連会社および共同支配企業」に関する考察も参照されたい。
- (5) IFRS18, BC113 によれば、企業が関連会社や共同支配企業を通じて事業を行うことが一般的である法域や業界もある、とされている。
- (6) IFRS18, BC114 によれば、財務諸表利用者が、企業の主要な事業活動と不可分か否かに関わらず、持分法適用投資からの収益および費用を営業区分に含めるべきではないとしたのは、以下の理由による。
 - 持分法は、財務諸表利用者が通常区別して分析する収益および費用（財務費用および法人所得税）を含んでいる。
 - それらの収益および費用を営業区分に分類することは、利用者の営業マージンの分析を混乱させる。
 - 企業は関連会社および共同支配企業の活動を支配していない。

参考文献

- 浅見裕子 [2022] 「IASB 概念フレームワークと基本財務諸表プロジェクトにおける利益概念」、『会計』, 201(6), 543-554 頁
- あずさ監査法人編 [2024] 「詳細解説 IFRS 実務適用ガイドブック第 3 版」, 中央経済社
- 木村晃久 [2024] 「損益計算書の区分表示の意義」, 『企業会計』, 76(9), 39-44 頁
- 中條祐介 [2023] 「Non-GAAP 指標開示の論理と財務会計の機能の拡張」, 『会計』, 203(1), 39-52 頁

中條祐介 [2024] 「Non-GAAP 指標の用途の多様化と新たな課題」, 『企業会計』, 76(9), 45-50 頁
米山正樹 [2021] 「業績報告に係る分析視座－公開草案「一般的な表示及び開示」を手がかりとして－」, 『会計』, 199(6), 606-620 頁
ASBJ [2020] 公開草案 (ED/2019/7) 「一般的な表示及び開示」に対するコメント (2020 年 9 月 25 日)
IASB “Primary Financial Statements” The IFRS Foundation
<https://www.ifrs.org/projects/completed-projects/2024/primary-financial-statements/#project-history> (最終参照 2024 年 9 月 1 日)
IASB [2018] Agenda ref 21A Staff Paper *primary financial statements, Project overview*.
IASB [2019a] Exposure Draft ED/2019/7 *General Presentation and Disclosures*.
IASB [2019b] Exposure Draft ED/2019/7 *Basis for Conclusions on General Presentation and Disclosures*.
IASB [2020] Agenda ref 21B Staff Paper *Feedback summary – Subtotals and categories – general model*.
IASB [2021] Agenda ref 21A Staff Paper *Primary Financial Statements, Principles of aggregation*

and disaggregation and roles of the primary financial statements and the notes.
IASB [2024a] IFRS 18 *Presentation and Disclosure in Financial Statements*.
IASB [2024b] *Basis for conclusion on IFRS 18 Presentation and Disclosure in Financial Statements*.

(付記) 本稿は、国際会計研究学会第 41 回研究大会での統一論題における報告内容をまとめたものである。座長の齋藤真哉先生 (横浜国立大学名誉教授), 報告者の米山正樹先生 (東京大学), 久持英司先生 (青山学院大学), 櫛部幸子先生 (大阪学院大学), 大会準備委員長の川村義則先生 (早稲田大学) には、多くの有益なコメント・ご助言をいただいた。ここに記して心よりお礼申し上げる。